

## 第 1 1 1 回香芝市都市計画審議会要約会議録

1 日 時 平成 2 5 年 2 月 8 日（金）午後 2 時 0 分から午後 2 時 2 5 分

2 招集場所 本市役所 3 階第 1 会議室

3 議 事

（1）議案審議

第 1 号議案 大和都市計画生産緑地地区の変更について

（香芝市決定）・・・原案承認

第 1 号議案について、次のような質問や回答があった。

質問 今回、沿道サービスに関係した計画的な市街化という理由で生産緑地の交換分合が行われますが、過去の事例ではどのようなケースがございますか。

回答 現時点で市内におきましては 8 件の事例がございます。営農環境に係る事例を挙げますと、カメムシ・ウンカ等害虫駆除の農薬散布に対して、付近住民や通学路を利用する学校関係者、付近店舗の利用者等から苦情を受け、交換分合に至ったというケースがございます。また、奈良県内の事例といたしまして、生産緑地地区の付近にマンションが建設されることに伴い、日当たりの悪化が懸念されることから交換分合に至ったケースもございます。

質問 交換分合の理由に「生産緑地の営農環境の維持を図るため」とありますので、議案書に営農環境が把握できるような写真等を今後は添付して頂きたく存じます。それから、議案書 5 ページの図面では、2 4 6 地区の東側に隣接している農地が 2 4 6 地区を挟んで無接道農地になってしまうように見えます。このように、無接道農地と道路との間にある宅地化農地が生産緑地へと追加指定されることによって、無接道農地の開発等に関する問題は発生してこないのですか。

回答 交換分合の追加指定につきまして、隣接農地所有者の同意取得を義務化しておりませんので、今回につきまして追加の手続きを求めてはおりません。

回答 補足させていただきますと、2 4 6 地区と東側の隣接農地との間には侵入路がございます。また、営農環境につきましては 2 4 5 地区、2 4 6 地区ともに営農可能であると認識しております。

質問

生産緑地に関連する質問としまして、土地区画整理事業地内の生産緑地につきましてお尋ねしたく存じます。例えば、真美ヶ丘で住宅が建ち並ぶ中に生産緑地がポツンと存在する状況に対して、私は歪な印象を持っております。制度上は問題ないでしょうから生産緑地として進めていくのか、市でも疑問を持たれて宅地化するための意向があるのか、市の方針を答弁していただけますか。

回答

土地区画整理事業というのは宅地の利用増進を図るものであり、その区域内に生産緑地として農地を保全することに若干の疑問は感じております。しかし、もう一方で土地区画整理事業におきまして、従前の利用状況や環境等と照合するように換地の指定を行うものでもあることから、対応出来かねる所と存じております。

質問

現在五位堂で行われている土地区画整理事業地内の生産緑地や、今後行われる土地区画整理事業地内に生産緑地が存在した場合にはどのように対応する方針ですか。

回答

どちらにつきましても、従前地が生産緑地であれば換地後も生産緑地となります。これは制度上致し方ないことであり、土地区画整理事業の目的との間にジレンマがあることにはご理解頂きたく存じます。